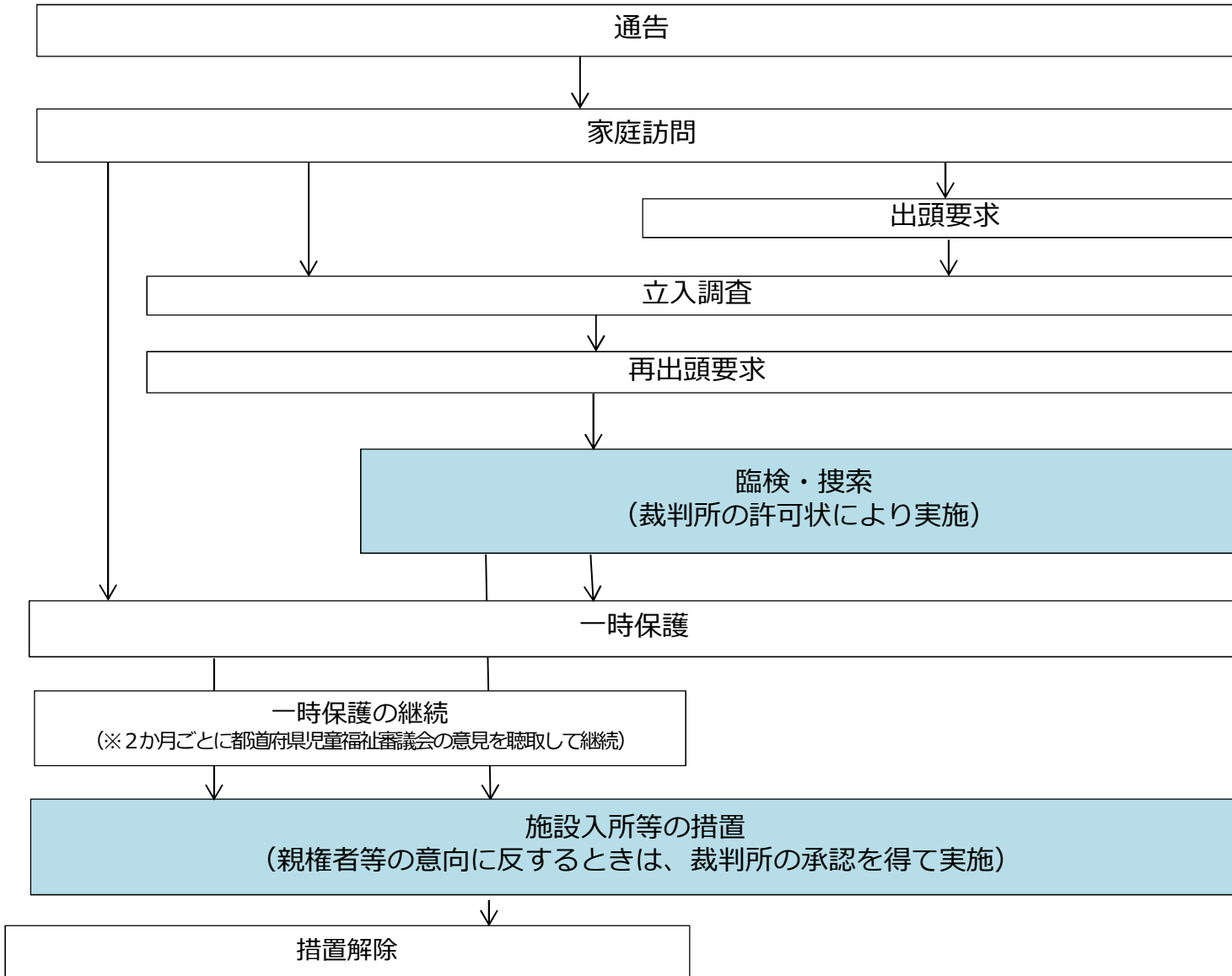


児童虐待対応における司法関与について

児童虐待への対応過程での司法の関与について

<通告から措置解除までの基本的な流れ>



青色部分は現行制度上、
司法関与が規定されているもの

保護者への関与

- 児童相談所長による親権喪失、親権停止及び管理権喪失の審判の請求
- 親権を行う者のいない児童等について、児童相談所長による未成年後見人選任の請求
- 家庭裁判所は施設入所等の措置に関する承認の審判をする場合、当該保護者に対する指導措置が相当であると認めるときは、その旨を都道府県に勧告

児童虐待対応における司法関与に係る主な検討経過

児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成19年6月制定、翌年4月施行）【議員立法】

児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律附則において、以下の検討条項を規定。

（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後三年以内に、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を養護する観点から親権に係る制度の見直しについて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。



児童虐待防止のための親権制度研究会（平成21年6～12月）

※最高裁判所事務総局、厚生労働省も参加。

- 平成21年5月、法務省の委託により「児童虐待防止のための親権制度研究会」において調査研究を実施。
- 平成22年1月に報告書を取りまとめ。

- ◆親権者の義務における子の利益の観点の明確化
 - ◆一時保護における司法関与の在り方
 - ◆保護者指導に対する家庭裁判所の関与の在り方
 - ◆親権の一時的制限制度
 - ◆里親等委託中及び一時保護中の児童に親権者等がいないときの取扱い
 - ◆法人による未成年後見
- 等

※黒字は民法改正事項、赤字は児童福祉法改正事項



法制審議会児童虐待防止関連親権制度部会
（平成22年3～12月）

社会保障審議会児童部会児童虐待防止のための
親権の在り方に関する専門委員会
（平成22年3月～平成23年1月）

- 民法における親権制度の見直しについて調査・審議。

- 平成22年12月に要綱案を取りまとめ。

- ◆親権者の義務における子の利益の観点の明確化
 - ◆親権の制限制度
 - ◆法人による未成年後見、未成年後見人の数
- 等

- 平成23年2月、法制審議会総会での審議を経て要綱案を法務大臣に答申。

- 親権に関わる児童福祉法等の改正の検討が必要な事項について調査・審議。

- 平成23年1月に報告書を取りまとめ。

- ◆一時保護における司法関与の在り方
 - ◆保護者指導に対する家庭裁判所の関与の在り方
 - ◆里親等委託中及び一時保護中の児童に親権者等がいないときの取扱い
- 等

相互に
検討結果
を報告

民法等の一部を改正する法律（平成23年法律第61号）の概要

改正の趣旨等

児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から、親権の停止制度を新設し、法人又は複数の未成年後見人の選任を認める等の改正を行うとともに、関連する規定について所要の整備を行うもの。 【平成23年6月3日 公布（一部施行） / 平成24年4月1日 施行】

1. 親権と親権制限の制度の見直し

○ 親権停止制度の創設

（改正前）

- あらかじめ期限を定めて親権を制限する制度はない。

（改正後）

【民法関係】

- 家庭裁判所は、「父又は母による親権の行使が困難又は不適當であることにより子の利益を害するとき」に2年以内の期間を定めて親権停止の審判をすることができる。



○ 親権喪失・管理権喪失原因の見直し

（改正前）

- 家庭裁判所は、「父又は母が、親権を濫用し、又は著しく不行跡であるとき」に親権喪失の宣告をすることができる。
- 家庭裁判所は、「父又は母が、管理が失当であったことによつてその子の財産を危うくしたとき」に管理権喪失の宣告をすることができる。

（改正後）

【民法関係】

- 家庭裁判所は、「父又は母による虐待又は悪意の遺棄があるときその他父又は母による親権の行使が著しく困難又は不適當であることにより子の利益を著しく害するとき」に親権喪失の審判をすることができる。
- 家庭裁判所は、「父又は母による管理権の行使が困難又は不適當であることにより子の利益を害するとき」に管理権喪失の審判をすることができる。



○ 親権喪失等の請求権者の見直し

（改正前）

- 子の親族及び検察官が、親権の喪失等について、家庭裁判所への請求権を有する。

（改正後）

【民法関係】

- 子の親族及び検察官のほか、子、未成年後見人及び未成年後見監督人も、親権の喪失等について、家庭裁判所への請求権を有する。

（改正前）

- 児童相談所長は、親権喪失についてのみ、家庭裁判所への請求権を有する。

（改正後）

【児童福祉法関係】

- 児童相談所長は、親権喪失、親権停止及び管理権喪失の審判並びにこれらの審判の取消しについて、家庭裁判所への請求権を有する。



○ 児童相談所長、施設長等の監護措置と親権との関係

(改正前)

- 児童相談所長に、一時保護中の児童の監護等に関しその福祉のために必要な措置をとる権限の明文規定がない。
- 施設長等は、児童の監護等に関しその福祉のために必要な措置をとることができる旨の規定があるのみ。



(改正後)

【児童福祉法関係】

- 児童相談所長は、一時保護中の児童の監護等に関しその福祉のために必要な措置をとることができる。
- 児童相談所長、施設長等が児童の監護等に関しその福祉のために必要な措置をとる場合には、親権者等は不当に妨げてはならない。

2. 未成年後見制度の見直し

○ 法人・複数の未成年後見人の許容

(改正前)

- 家庭裁判所は、法人を未成年後見人に選任することができない。
- 未成年後見人は、一人でなければならない。



(改正後)

【民法関係】

- 家庭裁判所は、法人を未成年後見人に選任することができる。
(家庭裁判所が未成年後見人を選任するに際して考慮すべき事情を明確化)
- 未成年後見人は、複数でもよい。
(未成年後見人が複数いる場合、原則として、その権限を共同して行使。)

○ 児童相談所長による親権代行

(改正前)

- 施設入所中の児童に親権者等がない場合には、施設長が親権を代行するが、里親等委託中又は一時保護中の親権者等がない児童については、親権を代行する者がいない。



(改正後)

【児童福祉法関係】

- 里親等委託中及び一時保護中の児童に親権者等がない場合には、児童相談所長が親権を代行する。

3. その他の改正

○ 子の利益の観点の明確化等

(改正前)

- 親権を行う者は、子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。
- 親権を行う者は、必要な範囲内で自らその子を懲戒し、又は家庭裁判所の許可を得て、これを懲戒場に入れることができる。
- 親子の面会交流等についての明文規定がない。



(改正後)

【民法関係】

- 親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。
- 親権を行う者は、子の利益のために行われる子の監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる。
- 離婚後の子の監護に関する事項として親子の面会交流等を明示。

○ 一時保護の見直し

(改正前)

- 一時保護の期間は、原則として、一時保護を開始した日から2か月を超えてはならないが、児童相談所長等において必要があると認めるときは、引き続き一時保護を行うことができる。



(改正後)

【児童福祉法関係】

- 2か月を超える親権者等の意に反する一時保護については、その継続の是非について、第三者機関である児童福祉審議会の意見を聴く。

社会保障審議会児童部会児童虐待防止のための親権の在り方に関する専門委員会【平成23年1月報告書概要】 (①一時保護の見直し関係)

問題の所在等

- 一時保護の実施及び期間の延長は、親権者の意向にかかわらず、行政の判断のみで行うことができる。
- 親権者の意向に反する施設入所等の措置について、家庭裁判所の承認が必要であることを踏まえると、親権者の意向に反するにもかかわらず行政の判断のみで長期間にわたり一時保護を継続することは適当ではない。

議論の状況、検討の方向性及び対応策

○議論の状況

- ◆一時保護は強い権限であることから、行政不服審査法による不服申立て等の手続のほか、一時保護開始後（又は開始前）に司法のチェックを受ける仕組みを設けるなど司法関与の強化が望ましい。

(別の観点からの意見)

- ◆司法や児童相談所の体制等を考慮する必要。
- ◆一時保護に過度に重い手続を加え、かえってその実施を阻害し、児童の利益を損なう事態は避けるべき。
- ◆司法関与以外の行政権と親権者の調整・チェックの場（2か月以上の一時保護を対象）を設けるべきであり、児童福祉審議会が考えられる。

○検討の方向性

- ◆一時保護における司法関与の強化は、現状において相当でない。
- ◆一時保護の長期化防止の観点から手続的な措置が必要。

○考えられる対応策

- ◆2か月を超える親権者等の同意のない一時保護については、その延長の是非について、児童福祉審議会の意見を聴くこととする（※）。

（※）児童福祉審議会の機能は、親権者の意向に配慮するとともに、一時保護の期間を延長するという行政の行為をチェックする機能が期待される。

児童福祉法第28条の審判の申立てをしている場合は、児童福祉審議会の意見を聴かなくてもよいものとして考えられる。

⇒ **上記に基づき、民法等の一部を改正する法律（平成23年法律第61号）により児童福祉法を改正。**

社会保障審議会児童部会児童虐待防止のための親権の在り方に関する専門委員会【平成23年1月報告書概要】 (②保護者指導に対する家庭裁判所の関与の在り方関係)

問題の所在等

- 親子再統合実現等の観点から、児童虐待を行った保護者に対して児童への接し方や生活環境の改善等の指導が重要。
- 児童虐待を行った保護者について指導措置がとられた場合は、児童相談所の指導を受けなければならないが、都道府県知事は指導を受けない保護者に対して指導を受けるよう勧告できるほか、指導勧告に従わない場合は一時保護や強制入所等の必要な措置をとることとされている。
- にもかかわらず、児童相談所の指導に応じず、養育態度を改善しようとする姿勢が見られないものも少なくない。

議論の状況、検討の方向性及び対応策

○議論の状況

- ◆親権者等の意に反する施設入所措置に係る審判において、家庭裁判所から都道府県へ保護者指導を行うよう勧告するだけでなく、児童相談所の保護者指導に実効性を持たせる観点から、家庭裁判所から保護者に対しても児童相談所の指導に従うよう勧告する仕組みが望ましい。

(別の観点からの意見)

- ◆裁判所が保護者に直接勧告することは、行政作用を裁判所が行うことになり司法の役割を超え、法制的に難しい。
- ◆家庭裁判所から都道府県に保護者指導の勧告を行う際に、勧告の内容を家庭裁判所から保護者に対して事実上伝達することで、実効性を高められるのではないか。

○検討の方向性

- ◆司法と行政の役割分担の中で、裁判所が行政の処分を受けるよう保護者に勧告することは法制的に難しい。
- ◆運用面で保護者指導の実効性を高められる方策を検討することが有用。

○考えられる対応策

- ◆家庭裁判所から都道府県知事に保護者指導の勧告を行う際に、児童相談所から家庭裁判所に対して、勧告の内容を保護者に伝達するよう上申するなど運用面での対応を図ることについて検討すべきである。

⇒ 平成25年8月「子ども虐待対応の手引き」(厚生労働省雇用・均等児童家庭局総務課長通知)を改正し、上記対応策を追加。